

令和4年9月8日

デジタル田園都市国家構想担当大臣

岡田 直樹 様

東京都知事

小池 百合子

### 東京 23 区の大学における定員抑制等に係る要望

国は、地方創生を名目として、東京 23 区の大学における定員増を抑制する規制（以下「本規制」という。）を含む「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」を平成 30 年 5 月に制定し、同年 10 月に本規制を施行した。

法律の附則には、「令和 6 年 3 月 31 日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められている。

また、附帯決議においても「収容定員の抑制期間が十年と長期にわたることから、途中の年度において、その運用状況及び効果について検証を行うとともに、大学の国際競争力を損なうことのないよう定員抑制措置の随時の見直しを行うこと」となっている。

これらを受け、国においては、今般、有識者会議を設置し、法律の施行状況等について検討を行うと聞いている。

本規制は、場所だけを理由に、次代を担う人材の育成やイノベーションの創出に極めて重要な役割を担う大学に対して制限を課し、学生の選択や大学経営の自由を縛るものであり、学生の学びと成長の機会を奪うのみならず、大学の教育・研究体制の改革を滞らせ、大学の国際競争力を低下させることにつながりかねない。

また、通信技術の向上やコロナ禍を契機に多様化したライフスタイルなど、現下の社会情勢の変化を踏まえると、本規制は明確に合理性を欠いていると言わざるを得ない。

日本全体の持続的な発展のためにも、本規制の早期撤回が必要であることから、今後の国の有識者会議での議論に当たり、以下のとおり要望する。

- 有識者会議において、法律の施行状況や本規制の運用状況、効果について、適切な検証・検討を行い、早期撤回を含めた必要な見直しを行うこと